（別添）

漁業保険団体等検査実施要項の一部改正について

令 和 ８ 年 １０月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

Ⅰ　趣旨

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号。以下「施行令」という。）及び漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林水産省令第35号。以下「施行規則」という。）について、別表記載のとおり一部改正が行われるとともに、これに伴い漁業共済組合模範共済規程例（平成14年9月30日付け14水漁第1470号農林水産事務次官依命通知。以下「共済規程例」という。）等の一部改正（令和８年４月１日施行）が行われたことを踏まえ、漁業保険団体等検査実施要項（平成23年９月１日付け23検査第７号大臣官房検査部長通知。以下「実施要項」という。）について、別添「漁業保険団体等検査実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「漁業共済団体に係る検査マニュアル」（以下「マニュアル」という。）等の一部改正を行う。

Ⅱ　改正の概要

１　法、施行令、施行規則、共済規程例等の一部改正関係

（１）漁獲共済及び特定養殖共済を統合して「漁獲・特定養殖共済」が創設された（法第77条、第78条、第３章第２節）ことを受け、施行令、施行規則、下記通知等において所要の改正が行われたことから、マニュアル等においても漁獲・特定養殖共済の項目を整備するとともに、用語等に関する法、施行令、施行規則、下記通知等の改正内容を反映させる。

・共済規程例

・漁業共済事業における加入区の設定等に関する実施要領（平成12年3月31日付け12水漁第895号水産庁長官通知）

・漁業共済組合模範地域共済規程例（全国漁業共済組合連合会作成。以下「地域共済規程例」という。）

・全国漁業共済組合連合会共済規程（全国漁業共済組合連合会作成）

・各共済の引受基準のひな形（全国漁業共済組合連合会作成。以下「引受基準」）

（２）養殖共済について、網いけす単位で共済金の支払いを判断する特約（網いけす特約）が法定化された（法第124条第５項）ことを受け、養殖共済に係る引受基準及び地域共済規程例が改正されたことから、マニュアルにおいても所要の規定を整備する。

（３）第二号漁業を対象とする旧漁獲共済及び旧特定養殖共済における漁協一括契約が、近年の共済加入率向上等を踏まえて廃止され（法第105条等）、共済規程例中、漁協一

括契約に関する規定が削除されたことから、マニュアルにおいても該当する項目を削る。

（４）漁業施設共済の共済金額のうち、漁業共済組合が全国漁業共済組合連合会（全国連）へ再共済に付す割合について、法において当該割合の上限が、施行令において当該割合が、それぞれ100分の90から100分の95に引き上げられ（法第140条第１項第２号、施行令第34条）、共済規程例及び全国漁業共済組合連合会共済規程も同様に改正されたことから、マニュアルにおいても該当する項目について改める。

（５）施行令において、養殖共済の対象とする養殖業として「ひらめ養殖業」が追加された（施行令第18条）ことを受け、共済規程例中、養殖共済の被共済者の遵守事項に関する規定が改正されたことから、マニュアルの関連規定にも反映させる。

（６）施行規則において、総（代）会議事録の記載事項が明確化された（施行規則第５条の２）ことから、マニュアルにも反映させる。

（７）上記（１）～（５）に関連する規定を含め、共済規程例の各規定において、法令上の根拠を明確化する改正が行われたことから、マニュアルにも反映させる。

（別表）本改正に関連する改正法令と実施要項の一部改正新旧対照表との関係

<table>
<tr><th>改正事項
（上記Ⅱの１の該当番号）</th><th>改正法令の名称</th><th>改正法令の施行日</th><th>新旧対照表の
該当箇所</th></tr>
<tr><td>漁獲・特定養殖共済の創設（１）</td><td rowspan="4">漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和７年法律第31号）</td><td rowspan="2">令和８年４月１日</td><td>・実施要領付属資料
・マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」</td></tr>
<tr><td>網いけす特約の法定化（２）</td><td>マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」６.（２）の（３）、７.（２）の（２）</td></tr>
<tr><td>漁協一括契約の廃止（３）</td><td rowspan="3">令和７年10月１日</td><td>マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」６.（１）の（４）</td></tr>
<tr><td>再共済に付す割合の引上げ（４）</td><td rowspan="2">漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第296号）</td><td>マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」８．の（２）及び（７）</td></tr>
<tr><td>養殖共済の対象にひらめ養殖業を追加（５）</td><td>漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第446号）</td><td>令和８年４月１日</td><td>マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」６.（２）の（１３）</td></tr>
</table>

総（代）会議決事項の明確化（６）	漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和８年農林水産省令第15号）		マニュアルの第１「業務運営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト

（共済規程例及び地域共済規程例にあっては、上記各項目につき令和８年４月１日付けで改正。）

２　その他所要の改正

（１）従来からある養殖種苗災害特約共済について、これまでマニュアルにおいては特段の規定を置いていなかったが、当該特約についても一定の取扱いがあることを踏まえ、他の特約と同様の規定を整備

（２）共済規程例、地域共済規程例及び引受基準に即した規定振り及び用語への修正

（３）根拠法令等の欄の根拠条項の追加

【該当箇所】

上記２（１）…マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」７.（３）

上記２（２）（３）…マニュアルの第４「共済引受管理態勢の確認検査用チェックリスト」

Ⅱ　施行時期

令和８年10月20日